

令和7年8月1日

市立学校・園の職員の皆様

調査委員 池田 桂子
調査委員 河野 莊子
調査委員 松井 隆

学校・園における児童生徒等に対する盗撮、わいせつ行為、性的言動 その他の児童生徒性暴力等に関する情報提供のお願いについて

私たちは、学校・園（以下「学校等」と表記します）における盗撮等事案の調査に当たるため、名古屋市教育委員会より選任された調査委員です。このたび、皆様に調査への協力をお願いするため、この書面をお送りします。

名古屋市教員らの逮捕事案（以下「本件事案」と表記します）については、先般来報道が続いているところですが、使命感を持って日々子どもたちに向き合われておられるほとんどの職員の皆様は、本件事案に接し、驚愕や憤り、深い悲しみなど言いようのない衝撃を受けられたことと推察します。加えて、子どもたちや保護者の方々が感じられているのであろう不安や学校等への不信について、皆様も心を痛めておられることとお察しします。

今回、私たちは、名古屋市立学校等において盗撮等本件事案と同種・類似の事案が発生していないかを調べるため、皆様に情報提供を求めます。情報提供を求める内容は、子どもたちへの盗撮事案に限らず、子どもたちへのわいせつ行為や性的な言動 裏面参考 についてです。

報道された本件事案と同種事案の再発は防止しなければなりません。皆様の中には、これまで周囲の職員の言動で疑念を持つ場面がありながら、「そういう（不適切な）意図ではないのかもしれない」、「確実な証拠がないのに相手の名誉を傷つけるようなことは言いたくない」などの理由で、校長らへ報告するに至らなかった情報をお持ちの方がおられるやもしれません。私たちは、今回の調査で、このような疑念に留まっていた事案も含め、広く情報提供を求めたいと考えています。

今回の調査は、子どもたちや保護者、市民の方々が感じている不安や不信を払うことが目的であり、そのためにまず、学校等の現場の様子をよく知る皆様から、不安や不信のきっかけになり得る事象を拾い上げようとするためのものです。情報をお持ちの皆様におかれては、この趣旨を踏まえ、裏面記載の連絡先に情報をお届けください。

情報提供者を特定させる事項は、私たち調査委員と本調査に関わる業務を補助する教育委員会事務局職員限りにおいて共有され、正当な理由（例えば、法令に基づく場合など）がなく、校園長を含む学校等の職員等その他の第三者に開示されることはありません（ただし、提供情報が刑法その他の法に定める犯罪行為に当たると考えられる場合、その内容を警察に通報することがあります）。また、情報提供をしたことにより、情報提供者の皆様に不利益な取扱いがなされることも一切ないことをあわせてお伝えします。

◆情報提供の方法

①情報提供する場合、以下のURLにアクセスするか二次元コードを読み取り、ウェブ回答フォームから入力してください。（スマートフォン等の場合、通信料は個人負担となります）

【URL】インターネット環境からアクセスする場合

庁内ネットワーク（L G W A N）からアクセスする場合

②フォームからの入力が難しい場合、以下のいずれかの方法により情報をお寄せください。

【郵 送】〒 460-8508 中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市教育委員会宛て郵送してください。この際、封筒に『調査委員 提供情報在中』と朱書きしてください。

【eメール】宛て送信してください。

※提供情報に関する調査の実施のため、情報提供者の氏名又はメールアドレスや電話番号などの連絡手段を記載してください。

提供情報は、教育委員会事務局で集約しますが、全て調査委員が確認します。

※電話・面談による情報提供は受け付けていません。

◆情報提供を求める内容

学校等の職員等により行われた次のような行為（学校等／職務の内外を問いません）

- ・児童生徒等に対する裸体・下着姿・水着姿の盗撮や、盗撮された画像・映像の送信、盗撮された画像・映像記録の提供・保管、盗撮・盗聴を目的とする機器の設置など
- ・児童生徒等に対するその他のわいせつな行為
- ・児童生徒等に対する卑わいな言葉の投げ掛けなど性的羞恥心を害する言動
- ・その他児童生徒等への性的な関心に基づくものと疑われる言動全般
- ・児童生徒等との私的な交流で、服務上不適切であると疑われるもの（18歳未満の卒業生と二人で一緒に出掛ける、担任している生徒と個人的にSNSで連絡を取り合うなど）

※「学校等の職員等」とは、学校等に勤務する全ての職種の職員（非常勤教諭など会計年度の職員を含む）のほか、委託事業者の社員その他学校等に関係する一切の者を指します。
「児童生徒等」とは、自校・他校にかかわらず、学校等に在籍する幼児児童生徒又は18歳未満の者を指します。

◆情報提供に当たってお願いしたいこと

- ・提供する情報は、その後の調査を行うため、分かる範囲でできるだけ具体的に、日時や場所・場面、行為の内容・態様、当事者の氏名、証拠の有無、伝聞情報の場合には誰から聞いたのかなどを記載してください。具体的な記述がなく、情報提供者に対する確認もできない匿名提供情報などである場合、調査委員による調査が実施できない場合があります。
- ・提供された情報について、調査委員等から聞き取り等の調査を行う場合がありますので、その際にはご協力いただくようお願いします。